

事業者排出量削減報告書

（あて先）京都府知事			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）	
京都府長岡京市神足落21		京都有機質資源株式会社 代表取締役 安田奉春	
		電話 075 - 953 - 6100	

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	産業廃棄物処分類		
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））		
計画期間	平成 18年 4月 ～ 平成 20年 3月		
基本方針	有機物をリサイクルする企業として、地球環境に対する配慮は他の職種にもまして重要と考えられる。そこで、熱エネルギーの大部分を占める化石燃料（A重油）使用量の削減に取り組む		
推進体制	動植物油を混焼する装置及び沈殿タンクを設置。混合割合を、工場長が毎日チェックし削減効果をあげる		

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容
	18	ボイラー設備	動植物油の沈殿タンクを設置し混合割合を増加することによりさらに、A重油使用量を削減
	19	〃	〃

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （18）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （実績） （%）
	A 事業所等排出区分	5,048 t	4,639 t	-8.1 %	5,078 t	0.6 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%
	C その他排出区分	t	t	%	t	%
	排出合計	*1 5,048 t	*2 4,639 t	-8.1 %	*4 5,078 t	0.6 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				報告年度（実績）			
		取組量等		（二酸化炭素換算（t））		取組量等		（二酸化炭素換算（t））	
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）	t	（利用量）	m ³	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t	（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t	（購入量）	kwh	（削減量）	t
	削減量等合計	*3 t				*5 t			

差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）	報告年度（実績）	削減率（実績）
	*1 5,048 t	(*2)-(*3) 4,639 t	-8.1 %	(*4)-(*5) 5,078 t	0.6 %

特記事項 削減計画書の基準年度（17年）のA重油使用量は原料処理量（t）に対しては、0.073kl/tでした。目標年度（19年）には0.062kl/tとし、原料処理量の増加見込（6%）を考慮しても、排出量を8.1%減少することができるという計画でした。18年度の実績では、排出量が0.6%増加しています。これは、原料処理量が、予想よりも早く増加（6.1%）したにもかかわらず、原料処理量に対するA重油使用量が、0.069kl/tにし改善されていないためです。18年に設置した沈殿タンクの効果は、18年後半から現れてきていますので、19年度には原料処理量に対して0.062kl/tの使用割合は達成できると思われまます。また、原料処理量の増加傾向も19年になって、頭打ちとなっておりますので、削減計画書の削減率は90%程度は達成できるのではないかと思います。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 （例）グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実施、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。